

公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(授業料等の納付区分等)

第1条 公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程(以下、「規程」という。) 第2条第1項別表、同条第3項及び同条第4項に規定する授業料、研究料、入学検定料、入学金、施設設備費、実験実習費、科目等履修料及び聴講料は次の納付区分によって納付しなければならない。

(1) 授業料及び研究料

第1期(4月1日から9月21日をいう。以下同じ。)及び第2期(9月22日から翌年3月31日をいう。以下同じ。)に区分し、授業料又は研究料の二分の一(10円未満の端数は第1期において切り上げ、第2期において切り捨てる。)を、第1期にあっては5月上旬、第2期にあっては10月下旬の理事長の指定する納期限まで。

(2) 入学検定料

入学志願のとき。

(3) 入学金及び施設設備費

理事長の指定する納期限まで。

(4) 実験実習費

第1期及び第2期に区分し、実験実習費の二分の一(10円未満の端数は第1期において切り上げ、第2期において切り捨てる。)を、それぞれ理事長の指定する納期限まで。

(5) 科目等履修料及び聴講料

理事長の指定する納期限まで。

2 前項の規定にかかわらず、授業料及び研究料は、その年額を第1期の納期限までに納付することができる。ただし、納入方法が口座振替の場合はこの限りではない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、特別の事由がある場合は、別に納期限を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市立大学及び市立大学看護短期大学部の卒業生並びに横浜市立学校教員については、規程第2条第1項別表に規定する科目等履修生及び聴講生に係る入学検定料及び入学金について、これを免除する。

5 第1項の規定にかかわらず、学士入学者、再入学者その他既に施設設備費を納めた者は、規程第2条第1項別表に規定する施設設備費について、これを免除する。ただし、納めるべき施設設備費が既に納めた施設設備費を超える場合は、その差額を納めるものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、市立大学及び市立大学看護短期大学部の卒業生については、規程第2条第3項に規定する入学検定料及び入学金について、これを免除する。

7 第1項の規定にかかわらず、医学部医学科の2年次以降については、授業料及び実験実習費の納付区分を第1期にあっては4月1日から8月31日とし、第2期にあっては9月1日から翌年3月31日とする。

(転学、退学又は除籍者の授業料、研究料、入学金、施設設備費及び実験実習費)
第2条 第1期又は第2期の中途中で転学し、退学し若しくは除籍され、又は停学に処せられた場合であっても、当該期の授業料又は研究料及び実験実習費を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料等納付の義務を怠って退学となった者、除籍された者又は死亡し退学となった者についての未納の授業料、研究料、入学金、施設設備費及び実験実習費は、これを免除することができる。

(休学者又は復学者の授業料、研究料及び実験実習費)

第3条 休学を許可された者について、その許可された期間のうち、第1期又は第2期の全期間にわたり休学となる場合、当該期にかかる授業料又は研究料及び実験実習費について、これを免除する。

(中途入学者の研究料の算出及び納付区分)

第4条 学年の途中で入学を許可された研究生がその学年において納付すべき研究料の額は、月割額（研究料の十二分の一の額をいい、100円未満の端数を切り捨てた額をいう。以下同じ。）に入学の月から学年末までの月数を乗じて得た額とする。ただし、第2期の始期から9月末日までに入学した場合は、第1条第1項第1号における第2期分の研究料の額とする。

2 前項の場合、第1期の中途中で入学した者は9月までの月割額を、第2期の中途中で入学した者は前項に定める研究料の全額を直ちに納付しなければならない。なお、第1期の中途中で入学した者及び第2期の始期に入学した者の第2期分の研究料は第1条第1項を準用する。

(学位審査料の納付期日等)

第5条 規程第2条第5項に規定する学位審査料は、学位申請書を提出するときに納付しなければならない。

(授業料等の返還)

第6条 規程第2条第2項に該当する場合であって、すでに入学検定料の全額を支払った者が、当該第一段階目の選抜に不合格となったときは、第二段階目の選抜にかかる入学検定料を返還する。

2 出願書類を提出したにもかかわらず出願資格又は提出書類等の不備により失格となった者の入学検定料は、5,000円を控除した額を返還する。

3 入学検定料を支払ったにもかかわらず出願期日までに出願書類を提出しなかった者の入学検定料は、2,000円を控除した額を返還する。ただし、各年度の所定の期日にまでに申し出た場合に限る。

4 学籍発生日の前日までに入学を辞退した者の施設設備費は、全額を返還する。

5 その他、特段の事情があり理事長がやむを得ないと認めるものに限り、授業料等の返還を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
(経過措置)
- 2 授業料等の納付区分の変更に伴う経過措置は別途、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。